

半製品の製造方法の承認に関する事項

改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

半製品の製造方法の承認に関する事項

改正理由

船体用圧延鋼材の製造に関し、圧延鋼材の製造方法の承認を受けた製造者が、製造方法の承認を受けていない製造者の製造した半製品（スラブ等の圧延鋼材の素材となる鋼片）を購入し、圧延鋼材を製造したい旨の問い合わせが増加している。このため、IACS は、半製品の製造方法の承認に関する規定を明確に定め、2008 年 4 月に統一規則 W11(Rev.7)として採択した。

今般、IACS 統一規則 W11(Rev.7)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 船用材料・機器等の承認及び認定要領第 1 編 1B 章として、半製品の製造方法の承認に関する規定を新設した。
- (2) 1 編 1 章「圧延鋼材の製造方法の承認」に規定していた半製品の製造方法の承認に関する要件を削ると共に、他の製造業者により製造された半製品を使用する場合の規定を改めた。